

（設置）

第1条 八王子市こども科学館が一般公募する小惑星の名前を選考するため、八王子市こども科学館小惑星名前選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- （1） 名前の選考に関する事。
- （2） その他必要な事項に関する事。

（委員会の組織構成）

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1） 学識経験者（天文部門）
- （2） 八王子市博物館協議会が推薦する者
- （3） 八王子市立中学校校長会が推薦する者
- （4） 八王子市立小学校校長会が推薦する者

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、こども科学館において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。